答 弁 第 七 号平成二十三年十一月一日受領

# 内閣衆質一七九第七号

平成二十三年十一月一日

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 殿

> 内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆議院議員赤澤亮正君提出TPPに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

# 衆議院議員赤澤亮正君提出TPPに関する質問に対する答弁書

### 一及び二について

ル並びに 模倣品・ 我が国はTPP協定交渉に参加していないことから、仮に我が国が当該交渉に参加した場合の確たる交渉 として確保したいと考えているルールとしては、現時点においては、例えば、 方針や我が国の主張の実現可能性をお示しすることは困難である。当該交渉において我が国が交渉の成果 環太平洋パートナーシップ 海賊版対策の強化・改善のためのルール、 「商用関係者の移動」 (以下「TPP」という。) 分野における出入国手続の迅速化及び査証発給制限の緩和 「投資」分野における規制の緩和 協定は現在交渉中であって、 「知的財産」 ・撤廃のためのルー また、 分野における 撤廃のための 現段階では

## ルールが挙げられる。

#### 三について

では結論を出していかないと、 可能性もある」旨を述べたが、 野田内閣総理大臣は、 御指摘の番組において、TPP協定交渉への参加について問われ、 完全にルールが決まってから入っていくというのはむしろハードルが高 これは、 一般論として、 多国間協定交渉において参加国間でルールが既に 「一定の時期

合意され決まっているような場合、当該協定交渉に後から参加しようとする国は、既に合意された当該ル

ールにその国にとって不利なものがあったとしても、事実上これを受け入れるか否かの二者択一を迫られ、

参加が困難となる可能性もあるとの認識を示したものである。